

國政研究會

波蘭共和國選舉法 (憲法續)

昭和十二年六月

中  
國  
文  
庫





6444

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008番



波蘭共和國選舉法  
(憲法續)

昭和十二年六月二十二日

國政研究會



目次

一、大統領選挙法並に議會選挙法の概要	一
二、一九三五年七月八日の大統領選挙法	二
三、一九三五年七月八日の下院選挙法	七
四、一九三五年七月八日の上院選挙法	一三



四、一九三五年十月八日の土野選擧法……………一

三、一九三五年十月八日の不野選擧法……………一

一、一九三五年十月八日の大野選擧法……………一

一、大野選擧法並に議會選擧法の概要……………一

目次

一、大統領選擧法並に議會選擧法の

概要

法學博士 ミカエル・ポトリツキー

一九三五年の波蘭憲法は基本法にして、其の目図する所は國民の公的・社會的並に經濟的生活の軌道の指針として、將來に向つて國民に確保せられたる國民性と指導とを與ふるに在る。然れども創案者が特に意を用ゐるしは、細目の諸問題の取捨に在るのではない。其のため所與の諸問題の細目を定むべき諸特別法に対する典型法として構成せらるゝ、要するに其れらの組織に代るべきものである。

該諸法律中、三法律は、特に憲法の機構と密接に結合せらるゝので、茲に充分に記述するを要す。該諸法律は既に之が制定を見



一九三五年七月十日に公布せらる。諸法律次の如し。

- 一、共和國大統領選挙
- 二、下院選挙
- 三、上院選挙

該諸法律の簡要は之を以下に述ぶるも、その發表の範圍は之が全正文を引用するを得ず。

二、一九三五年七月八日の大統領

### 選挙法

(一九三五年・官報第四六號三二一頂)

共和國大統領選挙法案は、一九三五年六月六日、舉國一致議員

團、之を下院 (Deputen) に提出す。

該通過法律案は、選挙人會 (憲法第十七條) が大統領に依り召集せらるべき旨を規定す、該選挙人會は大統領選挙の義務を負ひ、大統領は其の開會の場所並に期日を定むべきものとす。所定期日は遅くとも大統領在任期間満了前五日とす。

憲法第二十條は、新大統領任命のため人民投票を必要とする場合には、大統領の在任期間は新大統領任命に必要な期間之を延長せらるべき旨を規定す。

下院並に上院は夫々選挙人會開會前、三日間新指定者の名簿作成のため、開會せらる。下院は選挙人五十名を選定し、然るに上院は各種名簿に基き推薦せられたる候補者中より二十五名を選定し、夫々下院議員八名以上若は上院議員八名之に署名す。各下院議員並に各上院議員は一候補者名簿の之が署名すべき権限を賦



與せらる。選挙人委任の配分は次の如く行はる、即ち各名簿に依りて獲得せられたる正當なる投票總数を四等分し、各名簿は夫々商に相當すべき委任数を受理す、分数は之を棄却すべきものとす。非配分の委任剰余は、投票に際し絶対多数を獲得したる名簿に賦與せらるべし。名簿にして恊る多数を獲得せざるものあらざる場合には、非配分の委任は、相次いで最大投票数を獲得せる各名簿に、一名簿一委任の割にて配分せらるべし。配分後、下院提出の名簿に容認せられたる委任總数が尚候補者五十名の数を凌駕することある場合には、抽籤に依り名簿中より委任を喪失すべきものを定む。

両院議長は直に選挙人に計算の結果を通達すべきものとす。

憲法第十七條第二項は、選挙人の委任が共和國新大統領の在任期間開始と同日に満了すべき旨を規定す。更に、共和國大統領選

挙に関する法律は、選挙人が其任命期日並に其委任満了期日間の期間中、断じて其自由を剝奪せられざる旨の規定を含む。

選挙人会の投票は唯、同會議長並に選挙人總数の半数以上より成る定足数を以て通過せられたる場合には、法の效力を有すべきものとす。共和國大統領候補者の氏名は、書面を以て提出せらるべきものとす。尚恊る提出事項は選挙人八名以上の署名を要すべし。

法律に従ひて寄託せられたる、投票の絶対多数を獲得せる候補者は選出せられたるものと看做さるべし。候補者にして絶対多数を獲得せるものあらざる場合には、再び投票を行ふべし、尚各計算に際し、獲得投票数最も少き候補者は之を除外す。

選挙人会々長は同會の議事録に署名し、直に有效なりとして在任期間の満了すべき大統領に報告すべし。



かくて在任期間満了の大統領は、(憲法第十六條第三項<sup>六</sup>に従ひ) 自己の候補者を指名すべき権限適用の意図なき旨を書面を以て大臣會議々長に報告するが、若は七日間以内に該候補者を指命せざる場合には、大臣會議々長は、選挙手續が完了せられ、且選挙人會候補者が共和國大統領に選出せられたる旨を波蘭共和國官報に告示すべし。

然れども在任期間が満了となれる大統領が自己の候補者を指名すべき権限を用ふる場合には、候補者二名の中一名を選択すべき國民の全選挙人團に依り憲法第十六條第四項の適用に基き選擇を行ふものとす、前記候補者の中一名は大統領の推薦にかゝり、他の一名は選挙人會の指名に依るものとす。換言すれば、人民投票が開催せらるべし。

該人民投票は、選挙人會の候補者が指名せられたる日より起算

して七日以内に大統領之を命ずべし。

性の差別なく、満二十四歳以上にして下院選挙権を有する國民は、人民投票に参加することを得。

人民投票は、一日、土曜日、共和國全領土に亘つて之を行ふべし。該投票は、下院選挙所定の規範に従ひ選挙區委員會之を容認すべし。

新大統領は、其の前任者在任期間の最終日に就任す。前大統領の早死若は辞任の場合には、新大統領は直に就任すべきものとす。

### 三、一九三五年七月八日の下院選挙法

(一九三五年、官報第四六號四一九項)

本法は下院議員数を二〇八名と定む。



性の差別なく、選挙當日満二十四歳に達したる全國民は、選挙権を有すべし。下院候補者の被選挙資格に關し、該権利は選挙権を有し且選挙発表當日満三十歳に達したる國民は全て之を有す。以下の者は、選挙に際し其の職務並に義務を行使する選挙區に於て立候補する権利を有せざるべし、州知事並に所属官廳の職員、各種司法裁判所所属の検事、（但大審院検事を除く）、管轄區學校主事並に直屬分課諸長、學校管理者並に國民教育監督者、國庫税局々長並に職員、及各階級の警察官。

選挙は日曜日之を行ふ。選挙期間、即ち選挙命令発表日及計算日間の期間は五十四日間を下らずして、六十日間を出でざる持續期間を有すべし。

選挙施行は、選挙委員長並に又選挙地域委員會及選挙區委員會に委嘱せらる。

共和國領土は一〇四の選挙地域に之を分割し、夫々下院議員二名を選出するものとす。

選挙候補者名簿は、關係地域の選挙委員長司會の下に開催する特別會に依り各地域之を作成すべし。

地域會は、法文に従ひ次の如く形成せらる。

イ、區會選出の領屬地方自治体施設の委員（各區人口二万に付委員一名）、自治市會選出の委員（人口六千以上を含む自治体は委員二名、其の他の自治体にあつては委員一名）、市會選出の委員（管轄區地方自治体聯盟を構成せざる都市にして人口四千、若は其の他の都市態にあつては人口六千に付各委員一名）、

ロ、以下選出の經濟自治施設並に職業團體の委員、即ち商業並に工業各會議所（前記會議所所属の選挙人五百名に付委員一



名)、職工會議所(前記會議所所屬の選挙人五百名に付委員一名)、農業會議所(區會委員二名に付委員一名宛)、職人職業團體(市會並に工業地帯の自治市會所屬委員二名に付委員一名)並に勤務者職業團體(勤務者委員二名に付委員一名)

上記代表者を除き、更に以下は、都市住民七万五千以上の地域にありては選挙會に属するものとする、下記選出の職業團體の委員醫師會議所(一地域に付委員三名)、辯護士會議所(一地域に付委員二名)、公証人會議所(一地域に付委員一名)並に波蘭技師協會聯盟の代表者(一地域に付委員三名)及婦人協會の委員(一地域に付委員五名)

尚、選挙人推薦の其の他の委員は全て、地域會に属し、全地域内定住の選挙人五百名に付委員一名以上とする。委員推薦の選挙人

の署名は、一署名一グロツ (*quod* . 一ペニー相當價を下らず)の割にて公証人之を証すべし。

尚、官立學校所在地域の選挙區にあつては、該諸校の委員を加へ(教科を含む營造物に対しては委員三名とし、一科のみの各營造物に対しては委員一名とす)且該委員は地域選挙會に参加すべきものとする。

議會候補者の推薦権は、地域會の各會員に負ふものとする。

地域會々長は各會員推薦候補者の名簿を作成すべし。候補者四名に限り推薦せられたる場合には、各氏名を該名簿に表示す。然れども候補者数が四名を凌駕する場合には、投票を行ひ、總投票合計の四分の一を獲得せる候補者数は之を候補者簿名に登録するものとする。

同會は、下院議員候補者名簿を作成したる後、同じく代理候補



者名簿を作成すべし。

合之に關し、候補資格は選挙地域以上に亘り推挙し得ざる旨を奉  
尚、選挙施行が完了せられ、最大数にして而も夫々一万を下ら  
ざる投票を獲得したる候補者二名は下院議員としての委任を受く  
べし。

投票の計算は下記の如く行はる、即ち投票者は夫々候補者氏名  
を印刷せる官製名簿を受理し、該名簿に基き投票せんと欲する候  
補者二名を指名すべし。

#### 四、一九三五年七月八日の上院選挙法

(一九三五年官報第四六号三二。項)

本法は上院議員数を九六名と定め、三分の一は共和國大統領の  
任命となし、三分の二は州選挙會之を選定す。同會は、個人的功  
績、知的業績若は國民間に享有する信用等に依りて上院選挙権を  
有する國民の選定になる委員を以て構成せらる。

上院選挙権は、個人的功績に依り、白鷺勲章、戦功勲章、獨立  
勲章、金鷄勲章、建國勲章若は有功十字勲章を以て叙勲せられた  
る國民之を受くべし。知的業績に關しては、(一)、官立學校若は學  
會又は士官學校等の卒業証を受領したる國民、(二)、新學校制度採  
用前、上記諸校に該當する上級學校を卒業したる國民若は陸軍將  
校の階級を有する國民、一定の國民にして國民間に享有する信用



に關しては、(1)、属領自治團體施設に於て選出せられたる地位を  
占むる者並に上記自治團體施設に歸属する經濟團體にあつて行政  
的地位を占むる者・尚特に：農業・工業・商業並に職工各會議所  
議員：工業團體並に農業協會の各會長・職業的労働組合委員長、  
以、公益事業に属するものと認められたる團體の地方分局長、上  
記團體に於て行政上高等地位を占むる國民。

上院選舉権は満三十歳未滿の國民之を有することを得ず。

上院被選舉権は、下院投票権を有し、且選舉期日前滿四十歳に  
達したる國民は全て之を有す。

上院候補資格は一州以上に亘ることを得ず。

選舉區に關し、之を上院投票者九十名乃至百二十名を含む選舉  
地域に分割す。各地域は州選舉會所属の委員一名を選定す。委員  
選舉は、下院選舉期日前二週間、全地域會に於て行はる。該委員

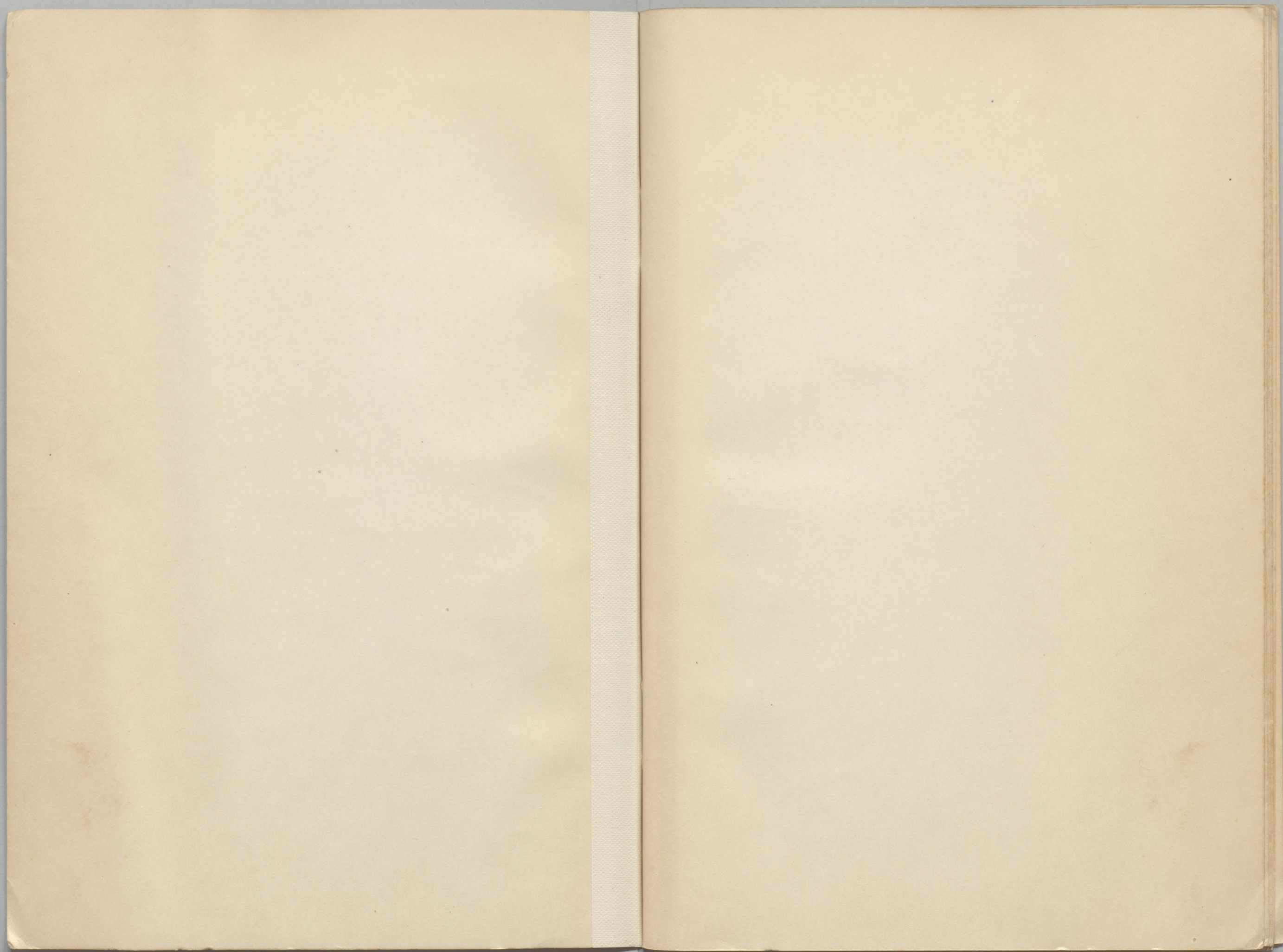
は下院選舉に次ぐ第一日曜日會合すべきものとす。

選舉會は候補者名簿を作成し、各委員が當該州所定数と等しき  
上院議員数に対する投票権を有すべきやう之が投票に着手すべきも  
のとす。

かく選出せられたる上院議員總数六十四名のうち、首府 *Warsaw*  
市並に *Kielce* 及 *Lublin* の兩州は夫々上院議員六名、*Wroclaw* 並に  
*Lodz* の兩州は夫々上院議員五名、*Lublin*、*Wloclaw*、*Warsaw* 並に *Poznan*  
の各州は夫々上院議員四名、*Wilno*、*Bialystok*、*Tarnopol* 並に *Siberia*  
の諸州は夫々上院議員三名、*Tomarza*、*Konopinski* 並に *Polecie* は夫々  
上院議員二名を有すべきものとす。

上院選舉の結果の発表後、即ち七日間以内に、大統領は、其の  
選擇権を保有する上院議員三十二名を選定すべきものとす。







國  
政

群馬県立図書館



0706444-7